

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
県民生活局				
第3次愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進計画 [愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例]	R6.3 [R6年度～R10年度（5年間）] 〈当初H26.2〉	○趣旨 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進に関する総合的な施策の展開を図る。 ○施策 1. 犯罪の防止のための自主的な活動の促進 2. 学校等における子どもの安全確保 3. 犯罪の防止に配慮した環境の整備 4. 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進 5. 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進 6. 犯罪被害者等に対する支援	○	県民生活課 消費・くらし安全安心グループ (内線2336)
https://www.pref.ehime.jp/page/61719.html				
第二次愛媛県再犯防止推進計画 [再犯の防止等の推進に関する法律]	R6.3 [R6～R10年度（5年間）] （当初：R2.2）	○趣旨 誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、犯罪や非行をした者等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的に展開。 ○重点課題 国・市町・民間団体等との連携強化 就労・住居の確保 保健医療・福祉サービスの利用の促進 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	○	県民生活課 消費・くらし安全安心グループ (内線2336)
https://www.pref.ehime.jp/page/65409.html				
愛媛県消費者基本計画 [消費者教育の推進に関する法律]	R5.9 [R5～R11年度（7年間）]	○目標 消費者の自立と安全・安心で持続可能な消費生活の実現 ○課題 ・安全・安心な消費生活の確保 ・消費者教育の推進と新たな課題への対応 ・消費者被害の未然防止と解決 ・持続可能な社会の実現に向けた消費者の取組の推進 ○推進体制 ・「オール愛媛」として多様な主体との連携 ・「チーム愛媛」として市町との連携、協働	○	県民生活課 消費・くらし安全安心グループ (内線2336)
https://www.pref.ehime.jp/page/4869.html				
愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針	R6.3	愛媛県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害に遭われた方々への支援を総合的かつ計画的に推進するため、愛媛県の犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や適切な支援を実施するための施策の方向性、総合的な体系を示すもの。	×	県民生活課 消費・くらし安全安心グループ (内線2336)
https://www.pref.ehime.jp/page/66082.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県人権施策推進基本方針 [愛媛県人権尊重の 社会づくり条例]	R7.3改訂予定 [5年毎に見直し] 〈当初:H16.12〉	○趣旨 差別や偏見のない、平等と参加の地域社会づくりを進める。 ○内容 ・人権教育・啓発の推進 ・人権擁護の推進 ・女性、子ども、高齢者、障がいのある人、 同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、 ハンセン病患者・回復者及びその家族、 犯罪被害者、性的指向・性自認（SOGI）、 インターネットによる人権侵害、 北朝鮮による拉致問題、被災者等、 様々な人権課題の取組の推進	×	人権対策課 人権啓発係 (内線2456)
http://www.pref.ehime.jp/h15900/1194180_1941.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
防災局				
愛媛県消防広域化推進計画	H20.9.12 [R3.5改定] [R6改定予定]	○目的 本県の消防力の強化を目指し、市町の消防の広域化の計画的かつ円滑な推進を図る。なお、市町の自主的な取組みによる実現を期待する。 ○対象市町：県下全市町 ○組み合わせ目標 県下全域を一つに統合した消防本部体制を目指す。ただし、一定のメリットのある「県下3ブロック案」も視野に入れて選択する。 ○計画事項： 1. 自主的な消防の広域化を推進するための必要な措置事項 2. 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項 3. 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	×	消防防災安全課 消防係 (内線2316)
	https://www.pref.ehime.jp/h15300/1189018_1922.html			
愛媛県石油コンビナート等防災計画 [石油コンビナート等災害防止法]	R6.4修正 R3.10修正 〈当初：S52.3〉	○特別防災区域 松山、新居浜、菊間、波方 ○目的 県内の特別防災区域の災害防止に関する基本的事項及び同区域の災害の発生、拡大の防止	×	消防防災安全課 保安係 (内線2320)
	https://www.pref.ehime.jp/h15300/conbi/sekiyu.html			
第11次愛媛県交通安全計画 [交通安全対策基本法]	R3.8.13 [R3～R7年度（5年間）] 〈当初：S46.7〉	○趣旨 陸上交通の安全に関する施策の大綱 ○目標 令和7年までに、交通事故による ①年間の24時間死者数を33人以下にする。 ②年間重傷者数を400人以下にする。 ○対策 道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急活動の充実、被害者支援の充実と推進、研究開発及び調査研究の充実	○	消防防災安全課 交通安全推進係 (内線2321)
	https://www.pref.ehime.jp/h15300/11jikoutuannzennkeikaku.html			
令和6年度愛媛県交通安全実施計画 [交通安全対策基本法]	策定予定 R6.6 [毎年度改定]	○趣旨 現在策定中の「第11次愛媛県交通安全計画」の方針に従い、令和6年度中における陸上交通の安全に関して講ずべき施策を定めたもの。 ○目的 関係機関・団体と連携を図りながら、子供と高齢者の交通事故防止及び自転車の安全利用対策を重点として取り組み、交通事故の絶無を目指す。 ○計画事項(案) 1 道路交通の安全 2 鉄道交通の安全 3 踏切道における交通の安全	×	消防防災安全課 交通安全推進係 (内線2321)
愛媛県地域防災計画（風水害等対策編） [災害対策基本法]	R5.2修正 〈当初：S38.8〉	○趣旨 風水害等一般災害対策の強化 ○目的 情報連絡・伝達体制の強化、広域的な防災体制の確立、ライフライン及び交通通信の確保等	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
	https://www.pref.ehime.jp/page/18092.html			
愛媛県地域防災計画（地震災害対策編） [災害対策基本法]	R5.2修正 〈当初：S38.8〉	○趣旨 地震災害対策の強化 ○目的 風水害等対策編と同様	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
	https://www.pref.ehime.jp/page/18092.html			

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県地域防災計画（津波災害対策編） [災害対策基本法]	R5.2修正 〈当初：H24.10〉	○趣旨 津波災害対策の強化 ○目的 風水害等対策編と同様	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
https://www.pref.ehime.jp/page/18092.html				
愛媛県危機管理計画	R6.4改定 〈当初：H17.1〉	○趣旨 災害、有事以外のその他の危機事案への対策強化 ○目的 危機管理体制の構築、危機発生の際の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取り組み方針を定め、その被害・損失を最小限にとどめる。	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
https://www.pref.ehime.jp/page/18028.html				
愛媛県国民保護計画 [国民保護法]	H30.7変更 〈当初：H18.3〉	○趣旨 有事における被害最小化のための対策強化 ○目的 有事が発生した場合に、県民の避難、救助、武力攻撃災害への対応などの具体的な対応を定め、県民の生命、身体及び財産を保護する。	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
https://www.pref.ehime.jp/page/18029.html				
愛媛県業務継続計画	(本庁版) H22.3 [R3.3改定] (地方局版) H24.3 [R3.3改定]	○目的 南海トラフ地震など大規模災害を始めとする非常事態発生時に継続して実施すべき非常時優先業務を特定するとともに、人的・物的資源の優先配分やその事務手続、指揮命令系統など必要な措置や各種対策を定めることにより、非常時における適切な業務の執行を図ることを目的とする。	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
https://www.pref.ehime.jp/page/18026.html				
えひめ震災対策アクションプラン	H27.3 [H27～R6（10年間）] [R2.3修正]	○目的 東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、県地震被害想定調査結果等を踏まえ、本県に最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、本プランを策定し、ハード・ソフトの両面から効果的、総合的に防災・減災対策を推進する。 ○減災目標 想定される死者数を今後10年間で概ね8割減少させる。	○	防災危機管理課 南海トラフ対策グループ (内線2325)
https://www.pref.ehime.jp/page/18157.html				
愛媛県広域防災活動要領	H27.3 [R3.3改定]	○趣旨 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、県内18カ所の「広域防災拠点」を中心に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や、食料や飲料水などの必要物資を円滑に受け入れるための基本的な体制や手順を定める。	×	防災危機管理課 防災訓練・情報グループ (内線2319)
https://www.pref.ehime.jp/page/18094.html				
愛媛県地域強靱化計画 [国土強靱化基本法]	H28.3 [H28～R6] [R5.6修正]	○趣旨 本県において想定される南海トラフ地震や大型台風・ゲリラ豪雨等の大規模災害時に、県民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超え、災害に強い強靱な県土づくりを目指す総合的な地域づくり計画として策定 ○基本理念 強く、しなやかで、美しい「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を目指す	○	防災危機管理課 南海トラフ対策グループ (内線2325)
https://www.pref.ehime.jp/page/18095.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編） [災害対策基本法、 原子力災害対策特別措置法]	R5. 2 〈S52. 2〉	○趣旨 原子力災害対策の強化 ○目的 原子力災害及び複合災害対策について定め、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する	×	原子力安全 対策課 原子力防災 グループ (内線2341)
	https://www.pref.ehime.jp/h15550/keikaku/bousaikeikaku.html			
愛媛県広域避難計画	R3. 6 〈H25. 6〉	○趣旨 原子力災害時における円滑な避難対応のため定めたもの。 ○目的 原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、県及び各市町の枠組みを越えた住民避難等の応急対策を迅速かつ的確に実施し、県民の安全・安心を確保するため。	×	原子力安全 対策課 原子力防災 グループ (内線2341)
	https://www.pref.ehime.jp/site/genshiryokubousai/39542.html			
愛媛県緊急時モニタリング計画	R5. 4 〈H27. 3〉	○趣旨 原子力災害対策の強化 ○目的 原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項等について定め、国の統括の下、関係機関と連携して実施する緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に遂行することを目的とする。	×	原子力安全 対策課 原子力監視 グループ (内線2352)
	https://www.ensc.jp/doc/emergency_monitoring/			

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
環境局				
第三次えひめ環境基本計画 [愛媛県環境基本条例]	R2. 2 [R2～R6年度（5年間）] 〈当初：H22. 2 第二次28. 2〉	○趣旨 平成28年2月に「第二次えひめ環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策について、総合的かつ計画的に推進してきたが、令和元年度末に計画期間が終了し、新たな環境課題にも適切に対応できるよう、「第三次えひめ環境基本計画」を策定 ○目指すべき将来像 環境と経済の好循環による「愛顔あふれる持続可能なえひめ」 ○基本目標 ・かけがえのない環境の保全 ・目指すべき3つの社会の実現 ・未来を支える人づくり・しくみづくり	○	環境・ゼロカーボン推進課 環境企画グループ (内線2346)
http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/keikaku/kihonkeikaku/top.html				
愛媛県バイオマス活用推進計画 [バイオマス活用推進基本法]	R4. 3 [R3～R7年度（5年間）] 〈当初：H24. 6〉	○趣旨 平成24年度に「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定し、県内のバイオマス利活用の取組みを推進してきたが、計画期間が満了することから、基本計画の一つに「バイオマス活用の推進」が掲げられている「えひめ循環型社会推進計画」の改定に合わせ、同計画の一部として統合する形で新計画を策定 ○バイオマス活用に関する基本的な視点 ・地球温暖化の防止 ・循環型社会の形成 ・農山漁村の活性化 ○基本方針 ・みんなでバイオマス ・広げようバイオマス ・チャレンジしようバイオマス	○	環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ (内線2349)
https://www.pref.ehime.jp/page/8010.html				
愛媛県地球温暖化対策実行計画 [地球温暖化対策の推進に関する法律] [気候変動適応法]	H22. 2 [H27. 3改定] [H29. 6改定] [R2. 2改定] [R6. 1改定]	○目的 私達の生活に多大な影響を及ぼす地球温暖化問題について、本県の自然的・社会的条件を踏まえた具体的な温室効果ガス削減対策である「緩和策」とともに、気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」の取組方針を明らかにするもの ○削減目標 〔県の区域全体での温室効果ガス排出量の削減〕 ・基準年 2013年度 ・目標年及び削減目標 長期目標（2050年度） 実質ゼロ 中期目標（2030年度） 基準年比△46% 〔県事務事業に係る温室効果ガスの削減〕 ・基準年 2013年度 ・目標年及び削減目標 2030年度 基準年比△50%以上	○	環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ (内線2349)
http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/keikaku/ondankaboushi/index.html				
令和4年度愛媛県グリーン購入推進方針 [国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律]	R4. 6 [毎年度改定] 〈当初：H13〉	○趣旨 県が商品サービスの購入に当たり、より環境負荷が少ない商品等を選択するグリーン購入を推進することにより県民や事業者、市町にグリーン購入を普及促進させ、地球温暖化防止の積極的な推進と循環型社会の構築を図る ○対象範囲 県のすべての機関 ○重点対象物品 日常的に購入する事務用品や公共工事用材を中心に22分野288品目を重点対象物品として指定している	×	環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ (内線2349)
http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/keikaku/green.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県全県域生活 排水処理構想（第 4次）	R5.3 [R5～R14年度 （10年間）] 〈当初：H10.3〉	○理念 快適でうるおいのある水環境の創造 ○施策 全県域における生活排水処理施設の計画的・効率的整備の促進	○	環境・ゼロカー ボン推進課 大気・水環境グ ループ （内線2347）
https://www.pref.ehime.jp/page/61717.html				
化学的酸素要求 量、窒素含有量及 びりん含有量に係 る総量削減計画 【第9次】 [水質汚濁防止法、 瀬戸内海環境保全 特別措置法]	R4.10 [目標年度： R6年度] 〈当初：S55.3〉	○趣旨 瀬戸内海に流入するCOD（化学的酸素要求量）、窒素及びりん の負荷量を削減し、水質汚濁等を防止 ○施策 生活排水対策、産業排水対策、その他（農地・畜産・養殖漁場）の 汚濁発生源に対する対策等	○	環境・ゼロカー ボン推進課 大気・水環境グ ループ （内線2347）
https://www.pref.ehime.jp/page/63231.html				
瀬戸内海の環境の 保全に関する愛媛 県計画 【第8次】 [瀬戸内海環境保全 特別措置法]	R5.11 [概ね10年間] ※概ね5年ごとに進捗状況の点検。	○目標 水質の保全及び管理、水産資源の持続可能な利用の確保、瀬戸内 海特有の優れた自然景観の保全等、海洋プラスチックごみへの対 応、気候変動への対応 ○施策 水質総量削減、沿岸域環境の保全、再生及び創出、下水道等の整 備の促進、栄養塩類の管理等、海岸漂着物等の除去及び内陸地域を 含む発生抑制、気候変動適応センターを中心とした適応策の調査研 究等	×	環境・ゼロカー ボン推進課 大気・水環境グ ループ （内線2347）
https://www.pref.ehime.jp/page/63226.html				
第五次えひめ循環 型社会推進計画 （愛媛県廃棄物処 理計画） [循環型社会形成推 進基本法、廃棄物 の処理及び清掃に 関する法律、プラ スチックに係る資 源循環の促進等 に関する法律、バイ オマス活用推進基 本法]	R4.3 [R3～R7年度（5年間）] 〈当初：H12.3〉	○趣旨 廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）及び適正処 理を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を図る。 ○基本理念 やさしい愛顔あふれる「えひめづくり」～調和と循環により、か けがえのない環境を守る～ ○基本方針 3Rの推進、廃棄物の適正処理の確保推進、循環型社会ビジネス の振興、プラスチック資源循環の推進、バイオマス活用の推進、万 全の災害廃棄物処理体制の構築	○	循環型社会 推進課 計画推進グルー プ （内線2356）
http://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/keikaku/index.html				
第10期愛媛県分別 収集促進計画 [容器包装に係る分 別収集及び再商品 化の促進等に関す る法律]	R4.8 [R5～9年度（5年間）] 〈当初：H8.11〉 [3年毎に見直し]	○目的 容器包装廃棄物の適正処理と有効利用 ○基本的方向 容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集と再商品化の促進 等	×	循環型社会 推進課 一般廃棄物係 （内線2357）
http://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/keikaku/index.html				
愛媛エコタウンプ ラン	H18.1 （エコタウンプラン承認）	○趣旨 環境ビジネスを育成し、循環型社会の構築を図るための民間活動 を利用したリサイクル関係施設の整備を進める	×	循環型社会 推進課 計画推進グルー プ （内線2356）
http://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/keikaku/index.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県食品ロス削減推進計画	R3. 3 [R3～R7年度（5年間）]	○趣旨 消費者、事業者、関係団体及、行政等が協働のもと、「もったいない」と「おもいやり」の心をもった県民活動として循環型社会づくりと脱炭素社会づくりに資する先進的な食品ロス削減に取り組む。 ○目標 【推進目標】 2025年度までに、2020年度比で食品ロス量の10%削減を達成 【長期目標】 2030年度までに、2000年度比で食品ロス量の半減以上を達成 ○重点政策 (1) 家庭での取組み促進 (2) 食品小売業の取組みに対する支援 (3) 外食産業の取組みに対する支援 (4) フードバンク活動の活性化	○	循環型社会推進課 計画推進グループ (内線2356)
https://www.pref.ehime.jp/page/9811.html				
愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画	R4. 3 [R4～R13年度(概ね10年間)]	○趣旨 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を図る。 ○基本方針 ごみの排出抑制とリサイクルの推進、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化、地域への新たな価値の創出	○	循環型社会推進課 一般廃棄物係 (内線2357)
https://www.pref.ehime.jp/h15700/kouikika/kouikikasyuyakukakeikaku.html				
愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画 [海岸漂着物処理推進法]	H24. 1 [H29. 2改定]	○目的 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することにより、本県海岸の良好な景観や環境の保全を図る。 ○基本理念 「人々に潤いと憩いを与える愛媛の美しい海岸をみんなで守る」 ○基本方針 1. 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進 2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進	×	循環型社会推進課 一般廃棄物係 (内線2357)
http://www.pref.ehime.jp/h15700/1196279_1933.html				
愛媛県災害廃棄物処理計画	H28. 4 [R4. 9改定]	○趣旨 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害が発生した場合における災害廃棄物を復旧・復興の妨げとならないよう、適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。 ○構成 ・ 平常時（災害予防）の取組みについて ・ 応急対応時の取組みについて ・ 復旧・復興時の取組みについて	×	循環型社会推進課 一般廃棄物係 (内線2357)
https://www.pref.ehime.jp/h15700/saigaihaikibutsu/keikaku.html				
第13次鳥獣保護管理事業計画 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]	R4. 2 [R4～R8(5年間)]	○鳥獣保護区等 鳥獣保護区、特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域の指定 ○計画事項 鳥獣の人工増殖、有害鳥獣の捕獲、第二種特定鳥獣管理計画、鳥獣の生息状況調査 等	×	自然保護課 生物多様性係 (内線2368)
https://www.pref.ehime.jp/h15800/chouiyu/chouiyu_keikaku.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
第二種特定鳥獣管理計画「第5次愛媛県イノシシ適正管理計画」 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]	R4. 2 [R4～R8(5年間)]	趣旨 イノシシの長期にわたる安定的な生息数の維持とイノシシによる農作物等被害の防止 ○内容 1. イノシシ捕獲圧の強化（狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、狩猟における禁止猟法の一部解除、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施） 2. 生息地の保護及び整備 3. 被害防除対策の推進 4. モニタリング等調査研究の実施 5. 資源としての有効活用計画推進体制の整備 6. 計画推進体制の整備	○	自然保護課 生物多様性係 (内線2368)
https://www.pref.ehime.jp/h15800/choujyu/choujyu_keikaku.html				
第二種特定鳥獣管理計画「第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画」 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]	R4. 2 [R4～R8(5年間)]	○趣旨 ニホンジカの長期にわたる安定的な生息水準の維持とニホンジカによる農作物等被害の防止 ○内容 1. 捕獲圧の強化（狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、狩猟における禁止猟法の一部解除、捕獲数制限の解除、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施） 2. 生息地の保護及び整備 3. 被害防除対策の推進 4. モニタリング等調査研究の実施 5. 資源としての有効活用計画推進体制の整備 6. 計画推進体制の整備	○	自然保護課 生物多様性係 (内線2368)
https://www.pref.ehime.jp/h15800/choujyu/choujyu_keikaku.html				
第二種特定鳥獣管理計画「第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画」 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]	R4. 2 [R4～R8(5年間)]	○趣旨 ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な存続と農作物等被害の軽減 ○内容 1. 個体群管理（モニタリングステップ、捕獲オプションの選択、効果的な捕獲手法の導入） 2. 生息地の環境保全及び整備 3. 被害防除対策の推進 4. モニタリング等調査研究の実施 5. 計画推進体制の整備	×	自然保護課 生物多様性係 (内線2368)
https://www.pref.ehime.jp/h15800/choujyu/choujyu_keikaku.html				
愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針 [愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例]	H20. 9. 24 [R4. 2：一部変更]	○趣旨 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、野生動植物の多様性の保全を図るための8つの基本的な事項を定めた。 ○内容 1 野生動植物の多様性の保全に関する基本的な構想 2 希少野生動植物の保護に関する基本的な事項 3 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項 4 特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項 5 特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項 6 保護管理事業に関する基本的な事項 7 外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響を防止するための対策に関する基本的な事項 8 その他野生動植物の多様性の保全に関し必要な事項	×	自然保護課 生物多様性係 (内線2368)
http://www.pref.ehime.jp/h15800/1189030_1934.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
生物多様性えひめ戦略 【第2次】 [生物多様性基本法]	H29.2 [H29～R8年度（10年間）] [5年毎に見直し] <当初：H23.12>	○趣旨 人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれる社会の実現 ○目標 ①生物多様性の保全と管理 ②生物多様性の恵みの持続可能な利用 ③多様な人々の連携・協働 ○行動計画 ①生物多様性の保全と人の営みの調和の推進 ②社会経済活動における生物多様性への配慮と恵みの活用の推進 ③生物多様性の価値の理解と行動の促進 ④未来につなぐ人材育成とネットワークの構築	○	自然保護課 生物多様性係 (内線2368)
http://www.pref.ehime.jp/h15800/senryaku29/senryaku2.html				